

高額療養費支給手続規程

伊藤ハム健康保険組合

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法施行規則第109条及び109条の2に基づき、伊藤ハム健康保険組合（以下組合という）における月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要な事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書について、当該明細書データ又は明細書を組合で受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。

(支給時期)

第3条 月間の高額療養費は毎月25日に支給する。ただし、金融機関が休日の場合は直前の営業日に支給する。なお、療養費・第二家族療養費がある場合は月末とする。その日が金融機関の休日の場合は、前段に準ずる。

2 年間の高額療養費は毎年10月に支給する（ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある）。

(支給方法)

第4条 高額療養費は、月間のもの及び年間のものいずれについても銀行振込により支給する。事業主から支払われる当該月支払分の給与がある場合はその額に合算して給与振込指定口座に、その他の場合は被保険者が指定した口座に振り込む。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年10月1日から改定適用する。

この規程の改定は、平成30年8月1日から施行する（第1条、第2条、第3条、第4条）。